

イタックス(株) 社員各位

イタックス(株) 本社

年末調整のご案内

毎日の業務お疲れ様です。

今年も年末調整の時期となりました。年末調整書類一式をお送りしますので期限までに記入・押印(シャチハタは不可)と必要書類の提出をお願いします。

また、昨年よりご案内しております『マイナンバー法』の施行に伴い、扶養控除等(異動)申告書への番号記載が必要となっています。

既にマイナンバー報告書類一式をご提出いただき、当社の社内システムへ情報登録が完了している社員の方々につきましては、同封した申告書へ個人番号が印字されています。

本年中に結婚・出生等により申告書へ新たに追加記入する扶養親族のある方は、追加となる方の通知カード写しを同封ご提出下さい。

※配偶者の追加がある場合は、マイナンバーを当社へ提供するにあたり、勤務する社員(ご本人)に配偶者がマイナンバーの提供を委任する意味で、通知カード写しに配偶者の方の署名・押印をお願いします。

尚、本年中にマイナンバー書類の提出で不足書類等があった方については随時お知らせをお送りしてきました。その後、未処理のまま情報登録が出来ていない社員の方々は個人番号が申告書へ印字されていません。再度、マイナンバー報告に関する書類一式をオレンジ色の封筒へ同封させていただきますので、申告書へ個人番号ほか必要事項を記入・押印後、各書類を揃えて年末調整の書類と併せて期限までにご提出下さい。

記

年末調整書類提出期限 平成 28 年 1 1 月 25 日(金) 本社総合管理室 必着

社員の皆様の重要な個人情報書類です。

弊社 サポートオフィス・事業所での回収、管理担当者への手渡し回収は致しませんのでご了承下さい。確実に封をして、ご自宅近くの郵便局か郵便ポストへ投函してください。

※ 同封の返信用封筒(料金受取人払)をご利用ください。切手は不要です。

※ 期限厳守をお願いします。

上記、本社への到着期限を経過したものは一切の理由を問わず年末調整の受付はできませんのでご注意下さい。平成 29 年 1 月になりますが、「平成 28 年分 源泉徴収票」を同封してご返送致しますので確定申告の手続きをお願いします。



年末調整・マイナンバーに関しご質問等がございましたら
本社 総合管理室 TEL 099-210-2430 までご連絡下さい。
当社ホームページ <http://www.itax.co.jp/> でも年末調整の
ご案内を掲示してあります。是非ご利用下さい。

2016年 年末調整提出書類のご案内

※申告書の記入・作成にあたっては、シヤチハタ印での押印や修正液・修正テープの使用は不可となりますのでご注意ください。

平成28年 年末調整に関する確認書 …… 全員ご提出下さい。

以下①～⑧の書類と一緒に提出下さい。

本紙の裏(2016-2面)が確認書となります。☑を記入しながら準備を進めてください。

平成28年 前職分 源泉徴収票(原本) …… 平成28年中に入社の方(他社からの再入社も含む)本年中に前職(当社以外)から給与の支払いを受けられた方(アルバイトも含む)については、必ず前職の28年分源泉徴収票が必要となります。

提出書類① 平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

今年の年末調整を行う方は、扶養する親族の無い方もこの申告書の提出が必要です。

注意1… 平成28年分扶養控除等申告書の提出が無いと年末調整ができません

注意2… 103万を超え141万円未満の収入のある配偶者については、提出書類⑦給与所得者の配偶者特別控除申告書へ記入し配偶者特別控除のみを受ける事となります。

《28年中に扶養親族が減った方》

扶養親族の減った方は、対象となる扶養親族の氏名を取り消し線で消し、「異動月日及び事由」欄へ異動日とその理由を記入して下さい。

例:H28年〇月〇日就職・離婚・死亡により除外 等

《28年中に扶養親族に追加のあった方》… 提出書類④は必須。②～③についてもご注意ください。

対象となる扶養親族を追加記入し、「異動月日及び事由」の欄へ内容を記入して下さい。

例:H28年〇月〇日結婚・出生 等

提出書類② 収入のある配偶者・扶養親族について

本年分収入(見込み)のわかる書類

(勤務先からの給与支払見込証明・年金振込額通知の写しなど)を提出して下さい。

提出書類③ 本人および扶養親族のうち、障害者の方について

障害者手帳の写し… 申告書にのり付けはしないで下さい。

提出書類④ ご本人のマイナンバーを既に提出済(申告書にマイナンバーが印字されている方)で、新しく扶養親族に追加のある場合は追加した親族のマイナンバー通知カードの写しが必要です。

配偶者の追加がある場合、マイナンバーを当社へ提供するにあたり、「勤務する社員(ご本人)に配偶者が、マイナンバーの提供を委任する」意味で通知カード写しへ配偶者の方の署名・押印をお願いします。

提出書類⑤ 平成29年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

全員が提出対象: 年末調整を受けない方や、扶養家族のいない方も、この申告書は提出が必要です。

来年1月以降の給与算定に使用する申告書です。

提出が無いと来年1月以降の給与に関し、正しい所得税の計算ができません。

提出書類⑥ 28年分 生命保険、損害保険等の保険料控除証明書(領収書では不可です)

… 申告書にのり付けはしないで下さい。

平成28年 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

… 申告書にのり付けはしないで下さい。

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。右ページ《参考資料》のような証明書が日本年金機構から発送されます。

※ご不明な点は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

提出書類⑦ 平成28年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

103万を超え141万円未満の収入のある配偶者について、配偶者特別控除が受けられます。

提出書類② 28年分収入(見込み)のわかる書類を提出して下さい。

(勤務先からの給与支払見込証明・年金振込額通知の写しなど)

提出書類⑧ 平成28年分 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

借入金残高のある金融機関等から交付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が必要です。一緒に提出してください。

《参考資料》平成28年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

平成28年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 11月発送用

国民年金
郵便
取扱

〒168-8505
東京都豊島区池袋三丁目1番24号
日本年金機構
TEL 168-8505

大切なお知らせ
社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
国民年金保険料を社会保険料控除として申告(年末調整・確定申告)する際は、この証明書が添付する必要があります。大切に保管ください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

納付者氏名
〒 所

平成28年中(1月1日から9月30日まで)に納付していた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

送 附 日 平成28年10月1日
送 附 機関 厚生労働省年金局事務管理課

平成28年中の納付済保険料額

1 納付済額	納付済保険料の証明額	印
2 見込額	10月1日から12月31日まで 納付が見込まれる保険料額	印
3 合計額	1 納付済額 + 2 見込額 (2 見込額がある場合に表示)	

●「1」の納付済額・2の証明額は、平成28年9月1日から9月30日まで
に納付された保険料額です。
●「2」の見込額は、引き続き今年までに納付された場合の保険料額を
表示しています。
●以下の場合は、「2 見込額」「3 合計額」が表示されません。
○前の年度制度年度(厚生労働省が加入している場合)
○平成29年3月または平成30年3月までの保険料を納付されている場合
○保険料の平均額がある場合

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「送」は平成28年中に納付された月を、「見」は平成28年中に納付
が見込まれる月を示しています。
●11月分保険料(口座振替の開始の方は12月分保険料)は、翌年
の第1営業日が口座振替のため、翌年分の送付対象です。
●社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ
○合計額欄に記載がある方は、「合計額」欄の額を、記載が
ない方は、「1 納付済額」欄の額を申告してください。
●10月1日から12月31日までに、「1 納付済額」欄が「3 合計
額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の徴収
証明書を送付等して申告してください。

平成28年社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 11月発送用(裏面)

お問い合わせは
『ねんきん加入者ダイヤル』へ

0570-003-004
060から通話する電話でおかけになる場合は 03-5630-2625
(平成28年11月1日から平成29年3月15日まで)

受付時間
月～金曜日 午前8:30～午後7:00
第2土曜日 午前9:00～午後5:00
*祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

オンラインは、一部の電話番号からおかけになる場合は全国どこからでも、内の
通話料金でご利用いただけます。ただし、一部の国際電話回線(携帯電話等)から
おかけになる場合は通常の通話料金がかかります。通話の電話料がかかります。
0570-003-004のダイヤルにかけられる場合は、通話の電話料がかかります。
0570-004の番号が015を省略したり、内線番号をつけて通話し電話にかかると
ケースが発生しているのをお知らせいたします。

保険料納付は、口座振替が便利でお得！

- 毎月の口座振替を確実にするとお得です。
○口座振替なら専断納付(毎月保険料の当月半額)が選べ、毎月の保険料
額が50%割引になります。
- 保険料を口座振替で納付されると、もっとお得です。
自納は6か月分納め、1年分納めまたは2年分納めで納付いただくことが
できます。口座振替での納付は、毎年2月末がお申し込みの期限です。
- 詳細については、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

日本年金機構ホームページにおいて、「控除証明書」等の詳細
な説明を掲載していますのでご確認ください。
<http://www.nenkin.go.jp>

「ご案内は内部にあります。」
を印刷してご利用ください。

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書(控)

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
○国民年金保険料は、再納税および住民税等の申告において全額が
社会保険料控除の対象です。

●ご家族の保険料も控除の対象となります。
○ご家族が、世帯(家族)の国民年金保険料を連帯納付義務者として
納付された場合も申告することができます。

●申告の際は納付を証明する書類が必要です。
○国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けられるには、
申告書の提出の際に、書類を添付されたことを証明する書類
(本証明書または徴収証書)の添付等が必要になります。

●年内に納付された保険料は今年分として申告できます。
○この証明書に記載されている保険料額に、あとから納付された保険
料額がある場合は申告してください。

●年内に納付された保険料分の「徴収証書」も申告書に添付
する必要があります。
○徴収証書をなくされた方は、あとから納付された保険料額を反映させ
た保険証明書と再発行することができますので、左記のねんきん
加入者ダイヤルまでご連絡ください。

◆◆2年前納(現金・クレジットカード納付)が始まりました◆◆
平成29年4月より、口座振替に加えて現金・クレジットカード納
付についても、割引額が大きくなる2年前納をご利用いただけるよう
になります。
詳しくは左記のホームページをご覧ください。

◆◆後納制度をご利用ください◆◆
平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5
年間の保険料を納めることができる後納制度をご利用いただけま
す。過去5年間に納め忘れられた保険料があるときは、後納制度をお
申し込みください。
詳しくは左記のホームページをご覧ください。

ご本人用(控)

送付者氏名
送付者番号
平成28年中(1月1日から9月30日まで)に納付していた
国民年金保険料の額は、次のとおりです。
(平成28年9月30日現在)

1 納付済額	納付済保険料の証明額	印
2 見込額	10月1日から12月31日まで 納付が見込まれる保険料額	印
3 合計額	1 納付済額 + 2 見込額 (2 見込額がある場合に表示)	

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12